

## 令和6年3月清須市議会定例会会議録

令和6年3月21日、令和6年3月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危 機 管 理 部 長	丹 羽 久 登
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	加 藤 久 喜
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	三 輪 好 邦
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 敬
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	檜 本 雄 介
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	飯 田 英 晴
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	辻 清 岳
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 参 事	猿 渡 一 樹
人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
企 画 政 策 課 長	林 智 雄
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
財 政 課 長	服 部 浩 之
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	藏 城 浩 司
保 險 年 金 課 長	浅 野 英 樹
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	下 村 辰 之
清 須 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	石 田 讓
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	佐 藤 嘉 起
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
高 齢 福 祉 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	村 瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 令和6年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 令和6年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 令和6年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市地域振興基金条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例案

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結について
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 3 3 議案第 3 4 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 3 4 議案第 3 5 号 令和 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 3 5 発議第 1 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）
- 日程第 3 6 各常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 1 名 ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和6年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第35までの案件については、2月29日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、3月4日に開催されました総務常任委員会の報告を富田委員長より求めます。

富田委員長。

< 総務常任委員会委員長 (富田 雄二君) 登壇 >

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

議席7番、総務常任委員長、富田雄二でございます。

令和6年3月定例会に上程されました議案のうち当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月4日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。これより、この審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の所管分についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、市税や譲与税、県税交付金などについて、委員より、「個人市民税に係る定額減税の影響は幾らか。また、定額減税の影響額を除き、市税や譲与税、県税交付金などは前年度と比較してどのようになっているか」との質問があり、当局は、「定額減税の影響額は3億1,700万円、市税は、定額減税の影響額を除き、個人市民税所得割は1億6,000万円ほどの増加ですが、法人市民税税割は1億3,000万円ほど減少しています。また、県税交付金は地方消費税交付金が1億3,000万円ほど減少しました」との答弁でありました。

委員より、「地方交付税及び臨時財政対策債は、前年度と比較してどのようになっているか」

との質問があり、当局は、「普通交付税は前年度比4億円増の26億円、臨時財政対策債は地方財政計画を踏まえ約1億円の減少を見込んでいます」との答弁でありました。

軽自動車税の種別割について、委員より、「商品であって使用していない軽自動車の課税を免除している自治体があるが、当市の考えは」との質問があり、当局は、「当市ではナンバープレートがついている車両については課税免除の対象とはしていません」との答弁でありました。

総務使用料について、委員より、「自転車駐車場使用料が前年度比で増加しているが、運営を含めどのような状況か」との質問があり、当局は、「順調な運営ができており、令和6年度の使用料は月100万円の収入を見込みました」との答弁でありました。

市債について、委員より、「合併特例債を活用した地域振興基金を10億円積み立てるが、積立ての限度額は幾らか」との質問があり、当局は、「本市の積立ての限度額は約23億円です。財源の合併特例債は充当率が95%のため、9億5,000万円の市債発行を行うものです」との答弁でありました。

歳出では総務管理費について、委員より、「定年年齢の引上げによる職員配置への影響はどの程度あるのか」との質問があり、当局は、「全体の職員数に対する割合は、制度完成時に約13%となる想定をしています。これまでの経験を活用していただくことで、知識・技術などの継承を期待しています」との答弁でありました。

委員より、「市主催の職員研修の内容は」との質問があり、当局は、「説明・説得研修など三つの研修を開催し、各研修40人の受講者を予定しています」との答弁でありました。

委員より、「庁舎整備費において、庁舎増築・改修工事と併せて整備する職員駐車場の整備後の駐車可能台数は」との質問があり、当局は、「芳野ポンプ場北駐車場は74台、水路敷き駐車場は82台を予定しています」との答弁でありました。

委員より、「市民協働推進費の地域情報共有プラットフォームの詳細は」との質問があり、当局は、「スマートフォンなどで子育て支援を行う市民団体などの活動内容を簡単に探すことができるように情報を一元化するためのシステムです」との答弁でありました。

委員より、「企業立地促進に関する補助の流れは」との質問があり、当局は、「対象区域に立地した企業が創業し、翌年度の固定資産税と都市計画税の納付が確認できたら、その翌年度に相当額を補助金として交付します。交付期間は、工場等は3年、ホテル等は6年となります」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティの運営等について、大まかな方針で構わないので発信していただき

たい」と要望がありました。

委員より、「自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金について、補助対象年齢を全年齢に拡充するという考えはないか」との質問があり、当局は、「この補助金は県と協調した3年間の期間が延長となったものです。本市としては県の制度に同調していく考えです」との答弁でありました。

委員より、「被災トイレが使用できなくなった場合、携帯トイレなどを実際どのように使用するのか市民も分からないと思うが、どう考えているのか」との質問があり、当局は、「自主防災訓練の訓練項目の中に携帯トイレの設置を新たに加え、説明したいと考えています。また、携帯トイレの備蓄についての広報紙やSNS等により周知啓発をしております」との答弁でありました。

委員より、「五条川防災センター費について、どのように管理する予定なのか」との質問があり、当局は、「新川ふれあい防災センターと同様の形態を考えており、職員を2人配置し、夜間の時間帯や職員が休みの日はシルバー人材センターに委託し、対応する予定です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の所管分については、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「フレックスタイム制についてはどのような利用方法を想定しているのか」との質問があり、当局は、「一例として、地域の自治会活動や学習など、自己啓発の利用等を想定しています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第8号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「勤勉手当の支給に影響がある会計年度任用職員はどれくらいの割合か。また、その影響額は」との質問があり、当局は、「会計年度任用職員の約6割が支給対象となり、影響額は約1億5,000万円です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案の所管分についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「市民の利便性の向上が図られるとの説明があったが、具体的な内容は」との質問があり、当局は、「令和6年度から個人住民税均等割と併せて賦課徴収することとなった森林環境税の減免の申請期限について納期限の日までとなるため、これまで納期限の7日前までとしていた個人住民税の申請期限についても、森林環境税と同じになることで納税者の利便性の向上を図れることになるものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案の所管分については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

当局より議案の朗読で説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「主要施策の概要には、五条川防災センターの利用者見込みが記載されていない。その理由は」との質問があり、当局は、「五条川防災センターはまだ実績がありませんので、今回は記載していません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第13号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「消防団員と一緒に地域の方が活動したとしても、この補償に関しては該当しないという理解でよいか」との質問があり、当局は、「消防団員の指示で地域の方が消火作業などに協力した際にけがをされた場合は該当し、補償されます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の所管分についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳出では、総務管理費について、委員より、「社会保障・税番号システム費の増額の理由は」との質問があり、当局は、「戸籍法等の一部改正に伴い、マイナンバーカードなどにふりがなを記録するためのシステム改修を行うことによるものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の所管分については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第7号 清須市地域振興基金条例案、議案第9号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、議案第10号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案、議案第28号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案の所管分、議案第29号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

総務常任委員会に付託されました案件についての御報告は以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

ないようですので、富田委員長、御苦勞さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、3月7日及び8日に開催されました福祉常任委員会の報告については、山内委員長から、病気により両日の委員会を欠席したため、委員長の職務を代行した副委員長から報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを認めます。

浅妻副委員長より報告を求めます。

浅妻副委員長。

＜ 福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）登壇 ＞

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

議席2番、福祉委員会副委員長、浅妻菜々子でございます。

令和6年3月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月7日、8日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案所管分についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「マイナンバーカード交付率向上に向け、現在取り組んでいることは」との質問があり、当局は、「国費を活用し、民間事業者に委託して市内高齢者施設に出向き、入所する方に対して申請書の作成支援を行っています。また、交付の際には、施設長など代理の方にまとめて受け取っていただくよう御案内しております」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、委員より、「個別避難計画作成支援のアンケート結果は」との質問があり、当局は、「市内38ブロック中14ブロックから作成支援に協力が可能との回答をいただきました」との答弁でありました。

委員より、「令和6年度から平和記念式典の会場を変更する理由は」との質問があり、当局は、「これまで開催していたカルチバ新川において、駐車場の確保が困難となったために変更するものです」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「介護支援専門員研修費補助金の内容は」との質問があり、当局は、「介護サービス事業者の介護人材確保のための取組を支援するため、介護支援専門員の資格更新等に係る研修費用に対して補助金を交付するものです」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「施設型給付費の増加の理由は」との質問があり、当局

は、「市内の認定こども園において、増築工事により受入園児数が増えることと、また市外の私立幼稚園等が新制度に移行することで施設型給付費の対象施設になるためです」との答弁でありました。

委員より、「病児保育の利用対象児童の年齢が拡充できる理由とその利用方法は」との質問があり、当局は、「病児保育実施予定事業者において、事業開設に必要な職員等の確保や施設拡充が可能となったことによるものです。また、利用方法については、予定事業者と、現在、最終調整中であります」との答弁でありました。

保育所費について、委員より、「花水木保育園空調設備の工事中における園児への影響は」との質問があり、当局は、「基本的に、土曜日、日曜日、祝日などの休園日に空調工事を実施し、保育に支障がないよう努めてまいります」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「おむつ券を進呈する事業効果は」との質問があり、当局は、「こんにちは赤ちゃんの訪問回数を1回から2回に拡充し、面会の機会を増やすことで母子の孤立や育児支援の充実を図ることができます」との答弁でありました。

商工業振興費について、委員より、「一休庵を閉館する理由は」との質問があり、当局は、「一休庵は賃借物件であり、費用対効果を考慮し、元の所有者に返還することとしました」との答弁でありました。

観光費について、委員より、「今回の尾張西枇杷島まつり事業費補助金には、花火の経費が含まれていないとのことですが、花火を実施した場合、現在の予算がどれぐらい増加しますか」との質問があり、当局は、「花火にかかる費用はもとより、警備費やレンタル設備などで最低でも450万円程度増加する見込みです」との答弁でありました。

委員より、「令和5年度の新川やると祭の場所が県道沿いから市役所駐車場に変わり、市民の皆さんからの反応は」との質問があり、当局は、「会場が県道沿いのときは多くの苦情をいただいておりますが、今回、市には1つの苦情もありませんでした」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案所管分については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「昨年度より『その他繰入金』が増加している要因は」との質問があり、当局は、

「法定外繰入に係るもので、保険事業や福祉医療波及分等があり、赤字補填に係る繰入れも含まれます」との答弁でありました。

委員より、「昨年度より療養給付費が増加している要因は」との質問があり、当局は、「令和6年度も1人当たりの医療費が上がるものと見込みました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第2号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「重点施策にある介護予防のための新たな運動教室の内容は」との質問があり、当局は、「運動のきっかけづくりや地域で教室を開催する際の協力者の発掘を目的とした教室になります」との答弁でありました。

委員より、「令和4年度以降の地域包括支援センターの相談件数の推移は」との質問があり、当局は、「令和4年度の相談件数実績は、令和3年度と比較して約1.5倍の1万6,351件で、令和5年度においても増加する見込みです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第16号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「いつまでに県の示す標準税率に統一する計画ですか」との質問があり、当局は、「現在、令和7年度の統一を目指しています」との答弁でありました。

委員より、「国の支援金である努力支援制度とは」との質問があり、当局は、「徴収率、特定健診受診率、特定健康指導等の目標の達成状況を加味して交付される交付金のことです」との答弁がありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第16号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第4号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案、議案第17号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案、議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第20号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第21号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第22号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第23号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、議案第24号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第25号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案所管分、議案第33号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第34号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第35号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案及び発議第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）については特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

当福祉常任委員会に付託されました案件についての御報告は以上であります。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありました。質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問もないようですので、浅妻副委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、3月12日及び13日に開催されました建設文教常任委員会の報告を野々部委員長より求めます。

野々部委員長。

＜ 建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）登壇 ＞

建設文教常任委員会委員長（野々部 享君）

議席12番、建設文教常任委員会委員長、野々部 享でございます。

令和6年3月定例会に上程されました議案のうち当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月12日及び13日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

これより、その審査の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の所管分についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では質疑はありませんでした。

歳出では、道路維持費について、委員より、「新川堤防道路と五条川堤防道路の草刈りはどのように対応しているのか」との質問があり、当局は、「年に2回草刈りを行っています。また、支障のある箇所においては随時対応しています」との答弁でありました。

街路灯費についてでございます。委員より、「街路灯のリース契約が2年後に終了するが、その後の対応はどのように行っていくのか」との質問があり、当局は、「リースアップ後は市内事業者に管理を委託する予定です」との答弁でありました。

委員より、「都市計画事務費の市街化区域編入資料作成業務について、一場東部地区と土田・上条地区の市街化区域編入のスケジュールはどのようになっているのか」との質問があり、当局は、「一場東部地区は令和8年度を予定しております。土田・上条地区は編入時期はまだ未定であります」との答弁でありました。

委員より、「施設予約システム導入についてどのような検討をしているのか。また、全ての施設のネット予約は可能か」との質問があり、当局は、「本市の施設運用に適したシステム導入を考えており、令和7年4月から、教育部所管施設の一部から運用開始を行っていく予定です」との答弁でありました。

委員より、小学校整備費の西枇杷島小学校のオストメイト対応トイレ化等改修工事の内容は」との質問があり、当局は、「令和7年4月に西枇杷島小学校に入学予定の医療的ケア児の受入れをする環境を整える整備をするため、オストメイト対応のトイレとケアルームの整備をする予定です」との答弁でありました。

委員より、「文化協会補助金が増加しているのはなぜか」との質問があり、当局は、「施設利用料の値上げ分に対する補助の影響額を一部補填するためです」との答弁でありました。

委員より、「ウルフドッグス名古屋と連携してバレーボール教室を行うとあるが、どのような内容か」との質問があり、当局は、「ウルフドッグス名古屋と本市とは活動支援を相互に行っています。バレーボールの普及を目指し、中学生を対象にウルフドッグス名古屋のスクールコーチを講師とした教室を予定しております」との答弁でありました。

委員より、「学校給食センター整備費における工事の内容はどのようなものか」との質疑があり、当局は、「学校給食センターの調理場空調設備に係る冷温水発生機器の保全的な整備工事を行うものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案については、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和6年度清須市水道事業会計予算案について報告させていただきます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「水道施設費で配水管の耐震化工事、配水場の整備を進める上で、今後の資金繰りをどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「令和6年度の配水管の耐震化工事、配水場の必要な整備は一般会計から出資を予定しております。その後は、令和7年度に企業債の償還が終わることから、企業債の償還分を整備費に充てるとともに、新たな企業債の借入れも検討しながら整備を進めてまいります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第5号 令和6年度清須市水道事業会計予算案につきましては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 令和6年度清須市下水道事業会計予算案について報告させていただきます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「流域下水道維持管理負担金とは何か。また、負担金の増額理由は」との質問があり、当局は、「下水の処理場は県の施設のため、処理を含めてその維持管理に係る費用を県に負担するものです。また、下水道整備を進め、処理区域を拡大したことにより増額となりました」との答弁がありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第6号 令和6年度清須市下水道事業会計予算案につきましては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第26号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「商業地区になると日影規制がなくなるが、地元には説明はしているのか」との質問があり、当局は、「隣接する地区の用途地域は変わらないため、引き続き日影規制がかかる旨、地元の説明してあります」との答弁でありました。

以上が主な質疑でございます。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第26号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第27号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案、議案第28号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案、議案第30号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結について、議案第31号 市道路線の認定及び廃止について及び議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案については特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により原案を可決すべきものと決しました。

当建設文教常任委員会に付託されました案件についての報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問もないようですので、野々部委員長、御苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第1号に加藤議員から反対討論、野々部議員から賛成討論、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第27号に加藤議員から反対討論が提出されております。なお、加藤議員の申出により、議案第2号で議案第16号を、議案第3号で議案第18号、19号、20号、21号及び議案第22号を併せて行っていただきます。

討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案について、反対の立場から討論します。

物価高が家計の重石になる状況が続いています。2021年度と比べた2024年度の年間家計負担が1世帯当たり28万円増えるという試算が民間研究機関より公表されました。コロナ禍の影響と物価高で疲弊する市民生活を支える行財政運営が求められます。特に、格差と貧困が広がる中、社会保障に関わる国民負担の軽減と社会保障費の拡充こそが必要であります。

新年度予算においては、あらゆる子育ての悩みに関して支援を行うことができる体制の整備をはじめ不妊治療の実質無償化、1万円分のおむつ券の配布など、前進面と評価するものであります。しかし、予算は政策を金額化したものであり、住民の福祉の増進を図る役割が求められます。そうした中、基礎自治体としての役割が増す中であって、制度として確立された単独事業である老人住宅改善費補助金、寝具洗濯乾燥事業、日常生活用具給付事業の高齢者の福祉事業の廃止が行われました。さらに、無料入浴制度も、入浴施設が廃業したことにより事業廃止となりました。福祉センター内にあった浴場施設の廃止が先行して行われたことにより、老人のコミュニケーションを図るとともに、健康の増進及び福祉の向上を目的とする入浴施設がなくなってしまいました。令和7年度からの地域福祉計画の中でも、高齢者の福祉の充実の課題として取り上げていただきたいことを訴えます。

次に、基盤整備についてであります。

財政状況において市税収入の大幅な収入が見込めない中、鉄道高架化事業や土地区画整理事業などの都市計画事業など、大規模な施策事業の推進においては、外的経済の要因とされる経済成長、景気、土地需要などの影響を受けやすい収支構造を持っており、さらなる収支の改善に向けた努力が必要であることは指摘しておきます。

次に、デジタル化についてであります。

自治体デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画を踏まえ、デジタル交付金をちらつかせ、国の意向に沿わせた施策を自治体に押しつけています。マイナ保険証、紙の保険証のこの秋、廃止もその一環と言えます。DX推進計画では、自治体フロントヤード改革、ワンストップ、オンライン化などが重要項目として位置づけられ進められていますが、その先にあるのは、民間委託などにより、さらなる窓口業務改革の推進を進めるものであり、自治体が持つ膨大な個人情報が大企業のもうけの材料に提供する重大な問題と、公務で働く役所の人員を大幅に削減させる狙いが指摘されており、個人情報に関する権利をないがしろにするものとなっており、同意できません。

最後に、学校給食費についてであります。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、給食費引上げ分について公費負担を行うことは評価するものであります。今、給食費を保護者から徴収せず、公費で賄う制度が自治体で広がっています。一部報道では、無償の実施に踏み切った自治体は全体の約3割に達したと聞きます。また、愛知県内においても、幾つかの自治体で無償化が実施されます。給食費の全額補助を市町村の財政負担なく実施するように国や県に働きかけるとともに、本市においても実施されることを求めます。

以上、市民に最も身近な基礎自治体として、住民の福祉の向上という地方自治体の本旨に根ざし、市民の命と暮らしを最優先に、市民に寄り添い、支える市政をさらに進めていくことを求め、反対討論といたします。

終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、野々部議員の賛成討論の発言を許可いたします。

野々部議員。

12番議員（野々部 享君）

議席12番の野々部 享でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案について、清須市議会清政会を代表いたしまして、賛成の立場から意見を申し述べます。

令和6年度当初予算案は7年ぶりに予算規模が減少に転じたものの、永田市長は、市民の暮らしの安心を安定的に確保しながら、本格化する人口減少局面において力強く出産・子育てへの支援を展開するとともに、将来への希望にあふれ、誰もが自分らしく暮らすことができるまちの実現に向けた取組を着実に進めていくと表明されました。

こうして編成された当初予算案につきましては、喫緊の課題に的確に対応するとともに、清須市がこれからも発展を成し遂げるために必要な施策についてしっかりと取り組む内容となっており、その成果が大いに期待されるものであります。

具体的には、五条川防災センターの7月からの供用開始に加えて、指定避難所の防災備蓄倉庫の更新、雨水幹線の整備やポンプ場の長寿命化といった治水対策など、安全安心な地域づくりに向けて着実に整備を進める内容であります。

少子化対策では、不妊治療への助成の拡充や、乳児家庭への訪問時におむつ券の進呈など、出産前から子育てまで切れ目のない支援の一層の充実に取り組むとともに、学校教育では、小中学校の給食費引上げ分の公費負担などによる子育て世帯への経済的な支援や、特別教室に空調設備を設置するなど、安心して出産・子育てができる環境づくりについて、これまで以上に力を入れて取り組む姿勢が見える内容であり、高く評価したいと思います。

また、鉄道高架や土地区画整理などの基盤整備事業の継続実施に加えて、公共施設予約システムの導入をはじめとするDXの推進など、清須市の将来を見据えた的確な予算となっております。

さらに、市役所の増築及び南館の改修や新保健センターの整備など、公共施設の総合的かつ計画的な管理により財政負担も軽減・平準化され、市民の利便性向上につながることを期待されます。

このほか介護保険事業では、介護予防のための新たな運動教室を開催するほか、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業といった誰もが生き生きと暮らしていくために必要な諸制度についても健全で安定的に運営されております。

これらの施策を支える財政面では、市税の大きな伸びは見込めない中で、補助金・基金・市債を有効に活用して財源を確保することで、健全な財政運営に十分配慮した予算案であると高く評価し、市民の皆様の理解が得られるものと判断するところであります。

最後になりましたが、市制20周年を来年に控え、永田市長を先頭に職員の皆様方におかれましては、6万9,000人の市民の負託に応え、誰もが自分らしく暮らすことができるまちの実現に向け、この清須市が大きく羽ばたけるよう日々の職務に精励していただき、今後とも一層堅実な行財政運営に努力されますことをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛成のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。議案第2号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案について反対の立場から討論します。

国民健康保険制度の都道府県化以降、自治体独自の保険税軽減への圧力が高まる中、保険税を抑える努力をしてきたことは評価します。しかし、今年度の国民健康保険税は1人当たり12万3,152円となり、前年度より7.5%増の8,675円の値上げとなってしまいます。

国民健康保険は加入者の多くが低所得であり、加入者自身で支えるという制度の構造そのものに限界が来ています。経済の行き詰まりと物価高騰で所得の低い人ほど困難な生活を強いられています。市内の個人商店主や個人事業者はインボイス制度でさらに苦しめられています。多くの国保加入者は生活が厳しくなる一方であります。本来、住民の命と健康を守るべき医療保険制度が生活苦を増大させ、医療を受ける権利を奪うことがあってはなりません。削減解消の対象とな

らない決算補填等の目的外の繰入れを増やし、活用して保険税減免制度の拡充が必要であり、求めるものです。また、制度の構造上の問題については、市長会などあらゆる場を通じ是正を求めていくことを要望するものであります。

最後に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修などの予算を計上されています。保険証を廃止し、マイナ保険にすることとありますが、1年間は保険証の利用ができるとしています。任意であるマイナンバーカード取得を強制することはやめること、そして保険証は廃止すべきではありません。

以上、第2号議案に対する反対討論とします。

なお、議案第16号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についても、同理由により反対するものです。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算について反対の立場から討論します。

介護保険が導入されて24年が経過し、新年度から第9期の介護保険事業計画がスタートします。3年ごとに見直しが行われる保険料において、本市は基金の繰入れにより基準月額5,939円に据え置かれたこと、さらに所得金額区分の多段階化を進め、応能負担を増やされたこ

とは評価するものであります。

保険料は3年を通じて財政の均衡、歳入歳出が3年で均衡を保つこととされています。しかし、8期において90.52%を取り崩した基金は、残高として5億4,000万円積み上がりました。しかるに、最終年度の残額は、次期保険料に見込むに当たり取り崩すことが求められますが、第9期においては74.1%、4億円のみ取り崩し、繰入れが行われ、多くの金額が積み残されたままです。本来は歳入として繰入れ、被保険者に還元されるべきであるということ指摘しておきます。

介護保険が導入されて24年が経過しました。介護保険制度の目的は、国民の保健・医療の向上及び福祉の増進を図ることです。介護を必要とする人が尊厳ある存在として生きるためにこそ利用できるものでなければなりません。第9期の介護保険事業計画の土台となる10年ぶりに見直された医療介護総合確保方針を見ると、ポスト2025年の医療介護提供体制を示し、基本的な方向として、地域完結型医療介護提供体制の構築、人材の確保と働き方改革、デジタル化、データヘルス推進、地域共生社会の実現の4点を挙げています。2040年に向けた今後の高齢者の増加、生産年齢人口の減少を前提に、地域の実情や要求を反映している側面はありますが、全体として、介護給付費のさらなる抑制、提供体制の集約化、生産性の向上の名による効率化を一層強めていく方向であります。利用者事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、認めることはできません。

経済事情などに関わらず、介護を必要とする全ての人に必要な介護サービスが保障され、行き届いた介護を実現するためには、国が社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要であることを申し述べます。

以上、本議案に反対するものであります。

なお、議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案、議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第20号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第21号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第22号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についても、同理由により反対するも

のであります。

以上であります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 多 数 ＞

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

＜ 15番議員（加藤 光則君）登壇 ＞

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。議案第4号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案について反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は2008年4月から始まり、16年がたちました。2年ごとに保険料の見直しが行われますが、令和6年度は年間10万3,381円となり、1万2千264円の負担増であります。引き続き食料品など生活必需品の物価高騰の中で、医療介護に関わる費用が家計を圧迫し、公的年金が主な収入の高齢者世帯の暮らしはますます大変になっている中での引上げです。

政府は、全世代型社会保障だとして、後期高齢者の保険料の伸び率を現役世代と同じにするとして負担増を進めており、過重な保険料をさらに引き上げることは高齢者の命を脅かしかねません。そもそも病気が多くなる75歳以上の高齢者を年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は、医療費が増え続けることが前提の医療制度となっており、その構造自体に問題があります。年金で暮らす高齢者にさらなる追い打ちをかける保険料の引き上げには反対であり、本予算に反対するものであります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

（ 時に午前10時29分 休憩 ）

（ 時に午前10時40分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第5号 令和6年度清須市水道事業会計予算案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 令和6年度清須市下水道事業会計予算案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 清須市地域振興基金条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第7号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第8号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第9号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第10号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第11号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第12号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第13号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第14号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第16号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第17号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第18号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第19号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第20号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第21号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議案第22号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 3 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 2 3 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 2 4 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 2 4 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4、議案第 2 5 号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 2 5 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5、議案第 2 6 号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築

物の制限に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第26号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第27号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。議案第27号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論します。

今回の改定案は、公衆衛生に関する厚生労働省の機構が感染症対策に特化される形で大幅に再編されることになり、厚生労働省が公衆衛生の向上の観点から一体的に行っている水道行政を移管・分割するというものです。その内容は、国土交通省が水道整備管理行政、環境省が水質衛生業務を分担するとしています。水道法第1条は、法律の目的として、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与すること」と定められています。

かつて省庁再編の際、厚生省自身が、水道行政は国民の生命・健康の安全を確保する観点から、布設の整備も含め、一元的に管理できる厚生行政が所管することが必要としてきました。今回、国土交通省への移管を通じて、上下水道を管理する市町村に対して一元的に支援できるようになるメリットを指摘されていますが、水道行政から公衆衛生の観点が後継に退き、社会資本整備の1つに包摂されるという懸念が指摘されます。公衆衛生の向上の観点から、水道行政を厚生労働省が所管した所以を考えれば2つに分担すべきでないことを指摘し、反対討論といたします。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第 27 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 28 号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第 28 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 29 号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第 29 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 30 号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第 30 号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第31号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第31号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第32号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第33号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第33号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第34号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第34号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第35号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第35号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、発議第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）を議題といたします。

採決に入ります。

発議第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、各常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員会の委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第37、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員会の委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長(伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年3月清須市議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたり御審議いただき、大変御苦勞さまでございました。

( 時に午前10時56分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月21日

議 長 伊 藤 嘉 起

署名議員 野々部 享

署名議員 岡 山 克 彦